

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議題に入る前に申し上げます。

12日の豊村議員の一般質問についてですが、通告をしないまま、多岐にわたって質問を続けられました。

武雄市議会は、通告制をとって議会運営を行っております。

これは質問事項に対し、執行部に正確な答弁を行っていただき、能率的な議会運営を行うためのものです。

今回の豊村議員の一般質問は、議会運営委員会において、通告していないのに、その場で詳細な数字まで求められた点などを問題視され、議長からも対応をお願いしたいとなったところでございます。

豊村議員に申し上げます。

今回の一般質問の在り方は、議員間並びに議会と執行部との信頼関係を損なうものであります。

今後、このような事がないよう議長として注意を申し上げます。

御存じのとおり、市政事務に対する一般質問は、執行機関を監視し、問題点の指摘などを行い、適正な市政運営を確保するために、重要な役割を担っております。

議会全体としましても、今後については、通告制をとっておりますので、そのルールに基づき、通告後に安易に追加することがないよう事前に準備されることをお願い申し上げます。

議事を開始します。

議員から提出されました意見書第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めます。

日程第1.第77号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第6.第85号議案 字の区域の変更についてまでを一括議題といたします。

以上の6議案は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第77号議案及び第78号議案について、関連をしておりますので一括して報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 77 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例並びに第 78 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この 2 議案は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に伴い、一般職の職員等及び市議会議員、常勤の特別職の期末手当等について引上げの改定を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、第 77 号議案及び第 78 号議案の 2 件についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 79 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、組織改編により、環境部を廃止し、その業務をまちづくり部へ移管するものとなっております。

改正理由については、近年職員数が減少していることや、災害やコロナ対策など、緊急的に取り組むべき業務が増えている中、より効率的な業務を行うため、組織をコンパクトな形に再編成し、1つの部署に所属する職員数を増やし、これまで以上に機動的にチームで業務に従事しやすい体制に見直しを行うためのものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 80 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 80 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うもので、条文内の定義の追加と規定の整理を行うものとなっております。

法改正により「別表第 2」が廃止され、各省庁の主務省令に規定することでマイナンバーを利用する事務を追加できるようになり、第 2 条でマイナンバーとの情報連携が可能な事務とその情報を新たに定義し、第 4 条で、条例で定める個人番号利用事務に関する規定の整理を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 81 号議案 武雄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となり、第 2 条の給与に勤勉手当を追加するなど、勤勉手当の支給対象について規定を整備するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 85 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 85 号議案 字の区域の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定により、本市内の字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであり、県河川の付け替え工事により、旧河川であったところと新たに河川になったところに挟まれた区域について、大字梅野であったものが、大字真手野になるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

まず、第 77 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 81 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 85 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 第 84 号議案 武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止する条例から日程第

10. 第 93 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 84 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、平成 27 年より、ICT 教育等の先駆的取組や多様な教育課題について様々な意見を取り入れるために委員を増員し、タブレット端末の導入や官民一体型学校の創設などに多様な意見を幅広く聞くために、教育長及び 9 人の委員をもって組織されておりました。

全国的に G I G A スクール構想も浸透しており、官民一体型学校も全小学校で創設し、また、さらに県内教育委員会の状況などから、武雄市教育委員会の組織に関する条例を廃止し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定に基づいて、教育委員を 9 人から 4 人とするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

次に、第 88 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／第 88 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 5,476 万 4,000 円を追加し、総額 62 億 8,723 万 5,000 円とするものでした。

歳入の主なものとして、5 款 1 項 1 目の保険給付費等交付金は、歳出でも増額をされている療養給付金 1 億 8,200 万円と高額療養費 4,750 万円に対する県からの交付金として受け入れるものです。

その他歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目 12 節の委託料 2,234 万 1,000 円は、令和 9 年度の県内の税率統一に向け、県内 20 市町が同じシステムを導入することにより、佐賀県国保連合会とのシステム共同運用を行い、市町の事務の標準化・効率化を図ることとなり、既存の総合行政システムから、新しい市町村事務処理標準システムにデータを移行する作業や、住基や所得情報、収納の機能などと連携させる仕組みを作るための費用との説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

次に、第 92 号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／第 92 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

国民健康保険に加入されている方で、令和5年11月以降に出産予定または出産された方を対象に、令和6年1月より、産前産後期間の国保税の所得割と均等割額を免除するための規定と必要な手続を定めるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

次に、第93号議案に対する報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／第93号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、令和元年5月に戸籍法が一部改正され、この法改正の施行に関連して、令和5年12月に地方公共団体の手数料の標準に関する政令等が一部改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

戸籍法の改正により、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付が可能となることや、新設される戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料を定めるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 84 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 82 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例から日程第 15. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の 5 議案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果につきまして、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 82 号議案及び第 83 号議案について、関連をしておりますので一括して報告を求

めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例並びに第 83 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

82 号議案の今回の改正は、白岩運動公園の一部を廃止し、併せて都市公園の保存を図り、市民に継続して運動の場を提供し、保健及び休養に資するため、東川登町永野の武雄市民球場を新たに都市公園とする、都市計画変更に伴うものでした。

具体的には、1 点目、白岩運動公園の一部廃止に伴い、白岩運動公園の位置を、これまで白岩体育館が存在していた地番から武雄市民体育館の地番に変更すること、2 点目、新たに武雄市民球場公園を都市公園として追加するものとの説明を受けました。

83 号議案の今回の改正については、白岩運動公園の一部と武雄市文化会館周辺に文教地区という特別用途地区を追加するものであると説明を受けました。

白岩運動公園の一部は、大学などの教育施設の建築を可能とするために、82 号議案により都市公園から除外し、また、武雄市文化会館周辺については、武雄市文化会館及び武雄公民館の建替えを可能とするために、用途地域を変更するもので、いずれも、変更に伴い、周辺の住環境などに大きな影響を与える大規模店舗などの建築も可能になってしまうため、そのような建物の建築を制限し、従来どおりの住環境や教育文化環境を保全する文教地区という特別用途地区を定めるものであるとのことです。

審査の結果、第 82 号議案及び第 83 号議案の 2 件については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12 番池田議員

池田議員／82 号議案と 83 号議案、賛成多数ということではありますが、挙手による採決だったと思います。

その採決は多分、委員長のほうも確認はされていると思いますが、これ、反対をされたのか、退席しての賛成多数だったのか、そこをお願いします。

議長／豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／退席者はなく、反対での賛成多数です。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 89 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 89 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、佐賀県人事委員会勧告を受けたことに伴う給与改定のため、職員の人件費について所要額の見込み増に伴い、補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 90 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 90 号議案 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

1 款 1 項 1 目国道 34 号用地先行取得事業費については、最低賃金の改定及び佐賀県人事委員会勧告による人件費増のため、補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 91 号議案に対する報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 91 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、資本的支出の 1 款 1 項 2 目 28 節工事請負費で市営浄化槽事業の今年度の設置見込み基数が減少したものの、当初予算で 1 基と見込んでいた 46 人槽以上の設置見込みが 4 基となり、3,035 万 6,000 円の工事費の増額をお願いするものとの説明を受けました。

また、資本的収入の 1 款 2 項 2 目 1 節事業分担金については、設置基数の減少に伴い事業分担金が 195 万円減少となり、工事費と合わせて不足する財源を 1 項 1 目 1 節下水道事業債 3,230 万円で対応するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

まず、第 82 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

江原議員／第 82 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例、関連しております第 83 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、両議案に反対の討論を申し上げます。

先ほど委員長報告で、その理由の大まかなことは、大学などと理由を報告されましたが、この両議案の中に文化会館に関する理由もありますが、それを除いて、大学設置の理由につい

て、反対の理由を申し上げたいと思います。

そもそも10月16日開催された武雄市都市計画審議会での審議の説明にも、事務局説明では、都市公園は都市公園法でみだりに廃止してはいけないとなっています。

前段で説明をされているところでもあります。

ですから、私は、全員協議会が今年の2月13日に開催されましたが、市民にとってはふっつわいた4年制大学推進の話であります。

この話が市に届けられたのは今年の12月1日となっています。

令和3年7月までは、新しい市民体育館の基本設計図で、該当地区は芝生公園として都市計画の中に定められておったわけではありますが、まさに、ふっつわいた4年制大学推進のため、無理矢理、市の一等地の都市公園の一部を廃止することに絶対反対であります。

まさに、原因は、都市計画審議会に出席し説明しているのは、企画政策課大学設置支援室の担当者が、学校法人の4年制設置の計画により、市として指示し、その理由を説明されております。

もともと都市公園として白岩体育館跡地は市民の広場として計画をされておりました。

まさに、活用すると、この間説明していたではありませんか。

あまりにも大学推進は拙速であり、市民の理解は得られないと考えるものであります。

この都市公園設置条例の変更と、特別用途地区の変更は元に戻すべきであります。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／5番江口議員

江口議員／議案ごとということですので、第82号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

委員長の説明にもありましたとおり、都市公園である白岩運動公園の一部を廃止し、代わりに東川登町永野の武雄市民球場を新たに都市公園とするものであります。

また、白岩運動公園の一部廃止に伴い、白岩運動公園の位置が変わりますので、番地を変更するものでございます。

武雄市都市計画審議会において審議され、承認を得たものでありますので、議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 82 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 83 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

18 番 牟田議員

牟田議員／先ほどですね、反対討論のほうで、何号と何号をまとめてということで反対討論をされました。

今までは議案事に区切ってやりましたので、議案ごとにやっておりました。

これがもしまかり通れば、この後の一般会計とか、全て一括してという言葉が使えるようになるんですよ。

ですから、一括して反対討論を述べますというのは、やはりこの際、制限するべきではないかと私は思います。

多分、過去もあまり前例がないと思います。

きちんと議長が、82、83を併せてという言葉が使われると問題はないと思いますけども、今回は議案を区切ってという言葉が使われました。

そういう中で、2つ一遍に反対討論というのはなじまないと思います。

議長の***よろしくをお願いします。

議長／ただいま、18番牟田議員が申されました、82号議案と83号議案の関連した討論ということでございましたけれども、討論については別にしておりますので、今後こういった区分けといったものを明確にさせていただきますよう、お願いをしておきます。

> 「進行」の声

進行します。

次に、第89号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第89号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 91 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

12 番池田議員

池田議員／第 82 号議案と 83 号議案ですね。

これ、ちょっと聞いたんですけど、委員会の中で 2 名反対だったと聞いたんですが、先ほどの採決では、18 対 1 だったと思います。

この点について何か聞かれているのか、ちょっと精査をお願いします。

議長／12 番池田議員の議事進行について申し上げます。

委員会の採決の数と本会議の数が一致しないということでございますけれども、これについては、法的に何ら問題ありません。

以上でございます。

進行いたします。

日程第 16. 第 87 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 87 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、8 款 3 項 1 目. 河川維持費では、高野第 1 第 2 排水樋管付近について、市で所有する排水ポンプ車を迅速かつ安全に運用するために、樋管付近の一部にコンクリート打設工事を行うための予算が計上されておりました。

そのほか、各種負担金の確定や事業の実績による増額、佐賀県人事委員会勧告を受けたことに伴う給与改定などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 87 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 1 項 3 目 19 節. 扶助費 3,509 万 8,000 円は、障がい児支援給付費として、放課後等デイサービスの毎月の利用者数が令和 4 年度と比較して、月平均 35 名程度、当初予算の見込みから増加したことにより、この不足分を補うもので、国 2 分の 1 の 1,754 万

9,000円、県4分の1の877万5,000円の負担金もそれぞれ歳入として計上されておりました。

また、10款5項2目、公民館費の12節、委託料2,028万4,000円は、若木公民館建設に伴う実施設計委託料で、令和7年度に建設工事に着手し、令和8年4月の供用開始を目指すとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第87号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第8回）【分割】について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとしては、2款2項2目、地域振興費の18節、負担金補助及び交付金に、通学通勤定期券購入費補助金として584万4,000円が計上されており、これは、西九州新幹線開業に伴い実施されている定期券補助について、当初予算計上時の想定利用者数を超える申請がなされている状況から、予算の増額をお願いするものとの説明を受けました。

8款2項2目道路維持費の役務費200万円、工事費880万円については、7月の短時間の大雨により冠水被害が発生した武雄町中町地区において、集水ますの新設や側溝のしゅんせつを行い、溢れた雨水や路面水を適切に排水し、被害を軽減させるための道路冠水対策工事を行うために補正をお願いするものとの説明を受けました。

また、繰越しについては、8款2項市道維持事業、主要道路整備事業及び橋梁整備事業については、年度内での適正な工期の確保ができないため繰越しをお願いするものであり、8款4項都市計画費、都市再生整備計画事業については、武雄温泉駅南口広場の旧交番跡地等における整備方針及び設計協議に時間を要し年度内の工事の完了が困難となったため、繰越しをお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

17 番山口昌宏議員

山口昌宏議員／今、主要市道という言葉が出ましたけれども、主要でない市道って、何が主要でない市道なんですか。

議長／豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／今回の委員会の中では、今、御指摘あった主要という部分についての質疑、意見交換等はされておられません。

議長／質疑ございませんか。

>なしの声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 意見書第 2 号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

9 番上田議員

上田議員／意見書第2号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(案)について、提案理由を御説明をいたします。

地方分権及び地方創生の進展とともに地方議会の果たすべき役割と責任は重要性を増し、これまで以上に住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められるなど活動範囲が広がり、近年においては議員の専門化が進んでいるところでございます。

一方、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されており、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられるわけでございます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番江原議員

江原議員／この意見書を見せていただいたわけですが、議運に、議会運営委員会に参加をしていない、席を持っていない1人会派ですから、直接説明もありません。

事務局から案だけは送られているようですが、本来、意見書を議運として提出する運びならば、全ての議員に説明をし、意見を聴取すべきではありませんか。

これ1点。

2点目の、内容についてですが、私は今日、議員特権としての余地を、私は残すものではないかと。

幾つかの、県内でも採択されているところがあるようですが、今現在、毎日、新聞、テレビで報道されております。

政治への信頼が失われているのではないのでしょうか。

そういう意味では、今までどおりやるべきであります。

そのことを2点、申し上げますが、そういう意味でいかがでしょうか。

議長／9番上田議員

上田議員／今、先ほど2点御質問をいただいたかと思えます。

まず、議運で出すということで、1人会派のほうには何も説明がなかったということですが、恐らく、事務局を通して、全ての議員さんに配付が事前になされてたんじゃないかなと思うわけですが、そこはどうなんですかね。

間違いなかですよ。

サイドブックスのほうにも事前に配付をされておりますので、それについては、ちょっと私も理解しかねるところがございます。

それから、次の質問ですけど、議員の特権とおっしゃいましたけど、議員に特権があるんですかね。

ちょっと私も、そこからもう既に理解ができなくて、2点目の質問の趣旨がちょっと、はっきりしたところまで理解できておりませんが、改めてちょっとお願いをしたいと思っております。

議長／20番江原議員に申し上げますけれども、この意見書の中身についての質疑を行ってください。

20番江原議員

江原議員／私はだから、ここに書かれているように、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の心配、生活を心配することなく、議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。

私はこの文言がですね、紛れもなく今、そうした議員の活動が、私はよりよく活動できるのは、それは報酬に関わることとっておりますので、こうした、この間の国会議員と地方議員がそういう形で、議員年金制度を廃止されたいきさつは、やはり議員が特権的な感覚を与えているという意味も含めて、そうした制度が廃止されたいきさつを体感しておるわけですから、私は今までどおり、議員は普通の国民健康保険に加入するという形で進行することが、より有権者の負託に応える道ではないかと思っております。

議長／質疑をしてください。

討論ではございません。

質疑をしてください。

江原議員／私はこの意見書には棄権をしますので、退席します。

議長／質問者に申し上げます。

ここは討論の場ではありませんので、質疑をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

今、注意しましたので、もう一度やります。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書第2号は、明記されております関係機関へ送付をさせていただきます。

日程第 18. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の請願第 4 号 精神障害者保健福祉手帳の表記にかかる意見書の採択に関する請願書については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号は福祉文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 19. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

先ほどの、20 番江原議員の質疑について、もう一度、再度、お願いを申し上げます。

質疑と討論は全く別物でありますので、質疑については、その内容について質疑をさせていただきます。

そして、討論は自分の意見として、賛成、反対を表明していただいて結構と思いますので、そういったところをきっちりと区分けをして臨んでいただくよう注意をしておきたいというふうに思います。

よろしくお祈りいたします。

以上で本日の日程並びに本定例会の全日程を終了いたしました。

これもちまして、令和5年12月、武雄市議会定例会を閉会いたします。